

様式第2号（第5条関係）

令和4年7月21日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員 佐 藤



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日 令和4年7月15日（金）
- 2 目 的 オンラインによる研修会 受講
- 3 研 修 目 的 「議員が守るべき政治倫理とは」
廣瀬 和彦 氏（株式会社地方議会総合研究所）
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり



7月15日(金)
in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

議員・職員のための

政治倫理と効果的な 予算・決算の審議手法

◆10:00～13:00

議員が守るべき 政治倫理とは

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

◆14:00～17:00

効果的な予算・決算の 審議手法を考える

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法



講師：岡部 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	サ トウ イサオ
お名前	佐藤 功
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069-1512) 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
TEL	(0123) 73-7517
FAX	() -
E-mail	@



7月15日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

議員が守るべき政治倫理とは



7月15日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

効果的な予算・決算の
審議手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒ をお願いいたします。

☒ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ず Email をご記入ください。

★キャンセルは 7 日前までにメールまたは FAX にてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたは FAX にてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき 1 つの講座の申し込みが必要です。1 つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000 円 (税込)

2 講座受講 25,000 円 (税込)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6

<https://www.gikaisoken.jp>

TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

オンラインセミナー「議員が守るべき政治倫理とは」 報告書

(株) 地方議会総合研究所

代表取締役 廣瀬 和彦

2022年7月21日

町議会議員 佐藤



1. なぜ政治倫理が必要か

○政治にかかわる者の行為規範であり、道徳より、むしろ法規範に近い問題である。

○大きな意義の1つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築こと。

2. 政治倫理の対象を考える

○政治・行政の運営に大きな影響を及ぼすだけでなく、一般の人が知りえない情報に接する機会があり、権限や影響力の不正利用が容易な立場にあり、その不正行為により政治・行政運営が著しく損なうことができるもの者である。

①不正疑惑行為の自粛、②地位利用の金品授受の禁止、③請負等のあつせん禁止…口利きしない、中立・公平性、④職員に対する職務執行への不当介入の禁止、⑤職員の採用等、⑥道徳的批判のある企業献金の自粛

3. 政治倫理違反へ罰則の限界

4. 政治倫理と兼業禁止への規制

○議員が所属する地方公共団体他の中で利害関係に立つと、議会運営の公正や事務執行における適正化を確保することが難しくなる恐れがあることから。

5. パワハラ・セクハラ等の取扱い

○パワハラ定義の3要件（すべて該当して成立）

①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境が害されるもの

○パワハラ・セクハラ等の防止対策

①組織トップのメッセージ…議長が議会におけるハラスメントは議会からなくすべきであることを明確に示す。

②ルールを決める…議会基本条例や政治倫理条例に関係規定を設ける。予防・解決について方針やガイドラインを作成する。

③実態を把握する…議員・議会事務局職員に対するアンケートを実施する。

④教育する…研修を実施する。

⑤周知する…議会としての方針や取り組みについての周知・啓発を実施する。

6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

※以上のことから、議員は、特別職の公務員であって地方公共団体全体の奉仕者であることと良識を持たなければと再認識されました。最近、国会議員、地方議員など「ハラスメント」や「政治とお金」や業者との贈収賄事件など議員の説明責任もない、何ら解明されない問題など起きています。栗山町議会議員政治倫理条例のあるわが町では、政治倫理審査会のあり方も、第三者（外部）機関の設置は必要である。最近特にSNSでハラスメントなどで中傷・誹謗で自殺まで発展している問題も多くなっています。ガイドラインとルールブックなどをつくる必要があるのではないのでしょうか。詳細は議会でも申し合わせ事項を別に定める必要もある。